

議案第 86 号

墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 10 月 20 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

墨田区立学校施設使用条例（平成 13 年墨田区条例第 36 号）の一部改正に伴い、所要の規程整備を行う必要がある。

墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則（案）

墨田区立学校施設使用条例施行規則（平成13年墨田区教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第12条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条第1項中「第8号様式」を「第10号様式」に改め、同条第2項中「第9号様式」を「第11号様式」に改め、同条第3項中「第10号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第13条とする。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（区民料金の適用に係る者）

第9条 条例別表付記3に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 区内の学校に在学する者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

第6条第2項中「第5号様式」を「第7号様式」に改め、同条第3項中「第6号様式」を「第8号様式」に改め、同条第4項中「第7号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1項に次の1号を加え、同条を第7条とする。

- (5) 墨田区社会教育関係団体登録要綱（平成7年3月15日6墨教生生第966号）に少年団体と定められている団体が使用するとき。 免除

第4条第2項中「第4号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第6条とする。

第3条第2項中「第2号様式」を「第4号様式」に改め、同条第3項中「第3号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第5条とする。

第2条第1項中「学校の施設（付則を除き、以下「施設」という。）を使用しようとする者は」を「第2条第2項により登録証の交付を受けた前条第1号の者が、施設を使用しようとするときは」に改め、「使用しようとする日の属する月の2か月前の

1日から」の次に「、前条第1号以外のものが、施設を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の1か月前の1日から」を加え、「使用しようとする日の前日」の次に「（以下「申請期間」という。）」を加え、「第1号様式」を「第3号様式」に、「墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第2項第2号中「墨田区立学校の管理運営に関する規則」を「墨田区立小中学校の管理運営に関する規則」に改め、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

（登録）

第2条 学校の施設（付則を除き、以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ墨田区立学校施設利用登録申請書兼変更届（第1号様式）により、墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請により、登録を承認するときは、墨田区立学校施設利用団体登録証（第2号様式）を交付するものとする。

3 第1項の登録について必要な事項は、教育長が別に定める。

（登録の区分）

第3条 登録の区分は、次のとおりとする。

- (1) 団体
- (2) 個人
- (3) 区民外

別表午前9時から午前10時までの項、午前10時から午前11時までの項、午前11時から午後0時までの項、午後0時から午後1時までの項、午後1時から午後2時までの項、午後2時から午後3時までの項、午後3時から午後4時までの項、午後4時から午後5時までの項及び午後5時から午後6時までの項中「220円」を「240円」に、「190円」を「200円」に、「930円」を「1,020円」に、「350円」を「380円」に改め、午後6時から午後7時までの項、午後7時から午後8時までの項及び午後8時から午後9時までの項中「380円」を「410円」

に、「160円」を「170円」に、「310円」を「340円」に、「1,060円」を「1,160円」に、「210円」を「230円」に、「460円」を「500円」に改め、同表付記に次の1項を加える。

3 第9条に掲げるもの以外の者が利用する場合にあっては、この表に定める額（付記2の規定による額を含む。）に当該額の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第10号様式を第12号様式とし、第1号から第9号様式までを2号ずつ繰り下げ、第1号様式及び第2号様式として次の様式を加える。

墨田区立学校施設利用登録申請書兼変更届 (新 規 ・ 変 更 ・ 廃 止)

墨田区教育委員会 宛

年 月 日

* 新規の登録、又は構成員の変更は、名簿を必ず提出してください。

登録区分 (該当に○)		団体	個人	区民外 (団体及び個人)
フリガナ				
団体名				
主な活動目的				
代 表 者	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	住所	(マンション・アパート名 丁目 番 号)		
	電話	自宅 () 携帯 ()		
	メールアドレス (希望する方のみ記入)	区からの緊急の連絡について、メールの連絡をご希望する方はご記入ください。		
	* 在 勤	勤務先名		
		勤務先所在地	墨田区	丁目 番 号
		電話番号(勤務先)	()	
	* 在 学	学校名		
学校所在地		墨田区	丁目 番 号	
電話番号(学校)		()		
登録番号 (変更・廃止の場合)				
構成員の変更 (変更の場合)		あり ・ なし		

代 表 者 以 外 の 連 絡 先	フリガナ			
	氏名			
	住所	丁目 番 号		
	電話	自宅 () 携帯 ()		
	メールアドレス (希望する方のみ記入)	区からの緊急の連絡について、メールの連絡をご希望する方はご記入ください。		

上記の内容について相違ありません。

申請書提出者名

教育委員会確認欄

☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ 社員証 ☐ 学生証 ☐ その他()

第1号様式（裏面）

団体名（

）

墨田区立学校施設利用名簿

年 月 日

No.	氏名	住所	区分 該当に○をし、 在勤・在学は名称を記入
1			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
2			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
3			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
4			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
5			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
6			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
7			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
8			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
9			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
10			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
11			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
12			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
13			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
14			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
15			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
16			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
17			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
18			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
計	名	在住・在勤・在学合計	名

(A4)

墨田区立学校施設利用登録証

登録番号		
区分		団体 ・ 個人 ・ 区民外
団体名又は氏名		
代 表 者	住所	
	氏名	
	電話	

上記は墨田区立学校施設使用条例施行規則に定める登録を行っていることを証する。

(有効期間 登録日から2年間)

年 月 日 墨田区教育委員会 **印**

注 意 事 項

- 1 墨田区立学校施設利用登録証は、墨田区立学校の施設や設備を利用申請する場合に必要です。
- 2 この墨田区立学校施設利用登録証を第三者に譲渡、貸与等することはできません。
- 3 墨田区立学校施設利用登録証の記載事項に変更を生じた場合は速やかに届け出てください。
- 4 墨田区立学校施設利用登録証を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに届け出てください。
- 5 この墨田区立学校施設利用登録証の有効期限は登録日から2年間です。

墨田区教育委員会事務局 庶務課
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
電話 03-5608-6313

付 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後の登録証の発行手続、準備行為等は、同日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区立学校施設使用条例施行規則第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式及び第10号様式により作成された用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>（登録）</u> <u>第2条 学校の施設（付則を除き、以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ墨田区立学校施設利用登録申請書兼変更届（第1号様式）により、墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。</u> <u>2 教育委員会は、前項の申請により、登録を承認するときは、墨田区立学校施設利用登録証（以下「登録証」という。第2号様式）を交付するものとする。</u> <u>3 第1項の登録について必要な事項は、教育長が別に定める。</u> <u>（登録の区分）</u> <u>第3条 登録の区分は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 団体</u> <u>(2) 個人</u> <u>(3) 区民外</u> <u>（使用の申請）</u> <u>第4条 第2条第2項により登録証の交付を受けた前条第1号の者が、施設を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の2か月前の1日から、前条第1号以外のものが、施設を使用しようとするときは、使用しようとする日の属する月の1か月前の1日から使用しようとする日の前日（以下「申請期間」という。）までに学校施設使用申請書兼使用料減免申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</u> <u>2 前項に定める申請期間は、当該申請期間から次の各号に定める日を除くものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u> <u>(1) 〔略〕</u> <u>(2) 墨田区立小中学校の管理運営に関する</u>	〔新設〕 〔新設〕 〔同左〕 第2条 <u>学校の施設（付則を除き、以下「施設」という。）を使用しようとする者は、使用しようとする日の属する月の2か月前の1日から使用しようとする日の前日までに学校施設使用申請書兼使用料減免申請書（第1号様式）を墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u> 2 〔同左〕 (1) 〔略〕 (2) <u>墨田区立学校の管理運営に関する規則</u>

<u>規則</u>（昭和５３年墨田区教育委員会規則第６号）第３条第１項第２号に定める開校記念日及び都民の日条例（昭和２７年東京都条例第７５号）の規定する日 (3)・(4) 〔略〕 （使用の承認） <u>第５条</u> 〔略〕 ２ 教育委員会は、使用の承認に際し、学校施設使用同意書（<u>第４号様式</u>）により当該学校の副校長の同意を得なければならない。 ３ 教育委員会は、使用の承認をしたときは、学校施設使用承認書（<u>第５号様式</u>）を交付する。 （使用料） <u>第６条</u> 〔略〕 ２ 前条の規定により施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用料の額を納入通知書（<u>第６号様式</u>）により、教育委員会が定める期限までに納付しなければならない。 （使用料の減免） <u>第７条</u> 条例第４条第２項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、次のとおりとする。この場合において、減額後の使用料の額に１０円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。 (1)～(4) 〔略〕 (5) <u>墨田区社会教育関係団体登録要綱（平成７年３月１５日６墨教生生第９６６号）に少年団体と定められている団体が使用するとき。 免除</u> ２ 〔略〕 （使用料の返還） <u>第８条</u> 〔略〕 ２ 使用料の返還を受けようとする者は、学校施設使用料返還申請書（<u>第７号様式</u>）を教育委員会に提出しなければならない。	（昭和５３年墨田区教育委員会規則第６号）第３条第１項第２号に定める開校記念日及び都民の日条例（昭和２７年東京都条例第７５号）の規定する日 (3)・(4) 〔略〕 〔同左〕 <u>第３条</u> 〔略〕 ２ 教育委員会は、使用の承認に際し、学校施設使用同意書（<u>第２号様式</u>）により当該学校の副校長の同意を得なければならない。 ３ 教育委員会は、使用の承認をしたときは、学校施設使用承認書（<u>第３号様式</u>）を交付する。 〔同左〕 <u>第４条</u> 〔略〕 ２ 前条の規定により施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用料の額を納入通知書（<u>第４号様式</u>）により、教育委員会が定める期限までに納付しなければならない。 〔同左〕 <u>第５条</u> 〔同左〕 (1)～(4) 〔略〕 〔新設〕 ２ 〔略〕 〔同左〕 <u>第６条</u> 〔略〕 ２ 使用料の返還を受けようとする者は、学校施設使用料返還申請書（<u>第５号様式</u>）を教育委員会に提出しなければならない。
--	--

3 教育委員会は、使用料の返還が適当であると認めるときは、学校施設使用料返還通知書（<u>第8号様式</u>）を交付し、使用料を返還する。 4 前項の規定により使用料を返還したときは、教育委員会は当該学校の副校長に学校施設使用料返還報告書（<u>第9号様式</u>）を提出する。 （区民料金の適用に係る者） <u>第9条</u> 条例別表付記3に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。 （1）<u>区内に住所を有する者</u> （2）<u>区内の事務所又は事業所に勤務する者</u> （3）<u>区内の学校に在学する者</u> （4）<u>その他教育委員会が適当と認める者</u> （使用時間） <u>第10条</u> 〔略〕 （使用させない日） <u>第11条</u> 〔略〕 （特別の設備等） <u>第12条</u> 〔略〕 （使用の変更又は取消し） <u>第13条</u> 使用者が使用の変更又は取消しを受けようとするときは、学校施設使用変更・取消申請書（<u>第10号様式</u>）を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、使用の変更又は取消しの承認に際し、学校施設使用変更・取消同意書（<u>第11号様式</u>）により当該学校の副校長の同意を得なければならない。 3 教育委員会は、使用の変更又は取消しの承認をしたときは、学校施設使用変更・取消通知書（<u>第12号様式</u>）を交付する。 4 〔略〕 （使用する者の義務） <u>第14条</u> 〔略〕 （委任） <u>第15条</u> 〔略〕 別表	3 教育委員会は、使用料の返還が適当であると認めるときは、学校施設使用料返還通知書（<u>第6号様式</u>）を交付し、使用料を返還する。 4 前項の規定により使用料を返還したときは、教育委員会は当該学校の副校長に学校施設使用料返還報告書（<u>第7号様式</u>）を提出する。 〔新設〕 〔同左〕 <u>第7条</u> 〔略〕 〔同左〕 <u>第8条</u> 〔略〕 〔同左〕 <u>第9条</u> 〔略〕 〔同左〕 <u>第10条</u> 使用者が使用の変更又は取消しを受けようとするときは、学校施設使用変更・取消申請書（<u>第8号様式</u>）を教育委員会に提出しなければならない。 2 教育委員会は、使用の変更又は取消しの承認に際し、学校施設使用変更・取消同意書（<u>第9号様式</u>）により当該学校の副校長の同意を得なければならない。 3 教育委員会は、使用の変更又は取消しの承認をしたときは、学校施設使用変更・取消通知書（<u>第10号様式</u>）を交付する。 4 〔略〕 〔同左〕 <u>第11条</u> 〔略〕 〔同左〕 <u>第12条</u> 〔略〕 別表
--	--

時間帯	区分						
	屋内運動場	教室(1室につき)	校庭	集会施設		柔道場	剣道場
				大	小		
午前9時から午前1時まで	240円	80円	200円	1,000円	200円	380円	380円
午前1時から午前1時まで	240円	80円	200円	1,000円	200円	380円	380円
午前1時から午後0時まで	240円	80円	200円	1,000円	200円	380円	380円
午後0時から午後1時まで	240円	80円	200円	1,000円	200円	380円	380円
午後1時から午後2時まで	240円	80円	200円	1,000円	200円	380円	380円
午後2時から午後3時まで	240円	80円	200円	1,000円	200円	380円	380円

時間帯	区分						
	屋内運動場	教室(1室につき)	校庭	集会施設		柔道場	剣道場
				大	小		
午前9時から午前10時まで	220円	80円	190円	930円	190円	350円	350円
午前10時から午前11時まで	220円	80円	190円	930円	190円	350円	350円
午前11時から午後0時まで	220円	80円	190円	930円	190円	350円	350円
午後0時から午後1時まで	220円	80円	190円	930円	190円	350円	350円
午後1時から午後2時まで	220円	80円	190円	930円	190円	350円	350円
午後2時から午後3時まで	220円	80円	190円	930円	190円	350円	350円
午後	220円	80円	190円	930円	190円	350円	350円

午後3時から午後4時まで	24 0円	80 円	20 0円	1, 02 0円	20 0円	38 0円	38 0円	3時から午後4時まで	0円	円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
午後4時から午後5時まで	24 0円	80 円	20 0円	1, 02 0円	20 0円	38 0円	38 0円	午後4時から午後5時まで	22 0円	80 円	19 0円	93 0円	19 0円	35 0円	35 0円	
午後5時から午後6時まで	24 0円	80 円	20 0円	1, 02 0円	20 0円	38 0円	38 0円	午後5時から午後6時まで	22 0円	80 円	19 0円	93 0円	19 0円	35 0円	35 0円	
午後6時から午後7時まで	41 0円	17 0円	34 0円	1, 16 0円	23 0円	50 0円	50 0円	午後6時から午後7時まで	38 0円	16 0円	31 0円	1,0 60 円	21 0円	46 0円	46 0円	
午後7時から午後8時まで	41 0円	17 0円	34 0円	1, 16 0円	23 0円	50 0円	50 0円	午後7時から午後8時まで	38 0円	16 0円	31 0円	1,0 60 円	21 0円	46 0円	46 0円	
午後8時から午後9時まで	41 0円	17 0円	34 0円	1, 16 0円	23 0円	50 0円	50 0円	午後8時から午後9時まで	38 0円	16 0円	31 0円	1,0 60 円	21 0円	46 0円	46 0円	

付記

1・2〔略〕

3第9条に掲げるもの以外の者が利用する場合にあっては、この表に定める額（付記2の規定による額を含む。）に当該額の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第1号様式〔別紙1及び2のとおり〕

第2号様式〔別紙3及び4のとおり〕

第3号様式〔略〕

付記	1・2〔略〕	〔新設〕
〔新設〕	〔新設〕	
第1号様式	〔略〕	
第2号様式	〔略〕	

<u>第4号様式</u> 〔略〕	<u>第3号様式</u> 〔略〕
<u>第5号様式</u> 〔略〕	<u>第4号様式</u> 〔略〕
<u>第6号様式</u> 〔略〕	<u>第5号様式</u> 〔略〕
<u>第7号様式</u> 〔略〕	<u>第6号様式</u> 〔略〕
<u>第8号様式</u> 〔略〕	<u>第7号様式</u> 〔略〕
<u>第9号様式</u> 〔略〕	<u>第8号様式</u> 〔略〕
<u>第10号様式</u> 〔略〕	<u>第9号様式</u> 〔略〕
<u>第11号様式</u> 〔略〕	<u>第10号様式</u> 〔略〕
<u>第12号様式</u> 〔略〕	

付 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後の登録証の発行手続、準備行為等は、同日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区立学校施設使用条例施行規則第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第8号様式、第9号様式及び第10号様式により作成された用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式

墨田区立学校施設利用登録申請書兼変更届

(新 規 ・ 変 更 ・ 廃 止)

墨田区教育委員会 宛

年 月 日

* 新規の登録、又は構成員の変更は、名簿を必ず提出してください。

登録区分 (該当に○)		団体	個人	区民外 (団体及び個人)
フリガナ				
団体名				
主な活動目的				
代 表 者	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	住所	(マンション・アパート名 丁目 番 号)		
	電話	自宅 () 携帯 ()		
	メールアドレス (希望する方のみ記入)	区からの緊急の連絡について、メールの連絡をご希望する方はご記入ください。		
	* 在 勤	勤務先名		
		勤務先所在地	墨田区	丁目 番 号
		電話番号(勤務先)	()	
	* 在 学	学校名		
学校所在地		墨田区	丁目 番 号	
電話番号(学校)		()		
登録番号 (変更・廃止の場合)				
構成員の変更 (変更の場合)		あり・なし		

代 表 者 以 外 の 連 絡 先	フリガナ			
	氏名			
	住所	丁目 番 号		
	電話	自宅 () 携帯 ()		
	メールアドレス (希望する方のみ記入)	区からの緊急の連絡について、メールの連絡をご希望する方はご記入ください。		

上記の内容について相違ありません。

申請書提出者名

教育委員会確認欄
☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ 社員証 ☐ 学生証 ☐ その他()

第 1 号様式（裏面）

団体名（

）

墨田区立学校施設利用名簿

年 月 日

No.	氏名	住所	区分 該当に○をし、 在勤・在学は名称を記入
1			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
2			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
3			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
4			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
5			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
6			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
7			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
8			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
9			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
10			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
11			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
12			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
13			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
14			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
15			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
16			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
17			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
18			在住 ・ 在勤 ・ 在学 名称
計	名	在住・在勤・在学合計	名

墨田区立学校施設利用登録証

登録番号		
区分		団体 ・ 個人 ・ 区民外
団体名又は氏名		
代 表 者	住所	
	氏名	
	電話	

上記は墨田区立学校施設使用条例施行規則に定める登録を行っていることを証する。

（有効期間 登録日から2年間）

年 月 日 墨田区教育委員会 印

注 意 事 項

- 1 墨田区立学校施設利用登録証は、墨田区立学校の施設や設備を利用申請する場合に必要です。
- 2 この墨田区立学校施設利用登録証を第三者に譲渡、貸与等することはできません。
- 3 墨田区立学校施設利用登録証の記載事項に変更を生じた場合は速やかに届け出てください。
- 4 墨田区立学校施設利用登録証を紛失し、又は盗難にあった場合は、速やかに届け出てください。
- 5 この墨田区立学校施設利用登録証の有効期限は登録日から2年間です。

墨田区教育委員会事務局 庶務課
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
電話 03-5608-6313

議案第 87 号

墨田区立校外学園条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 10 月 20 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

墨田区立校外学園条例（昭和 53 年墨田区条例第 19 号）の一部改正に伴い、所要の規程整備を行う必要がある。

墨田区立校外学園条例施行規則の一部を改正する規則（案）

墨田区立校外学園条例施行規則（昭和５３年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「３人以上の団体」を「満２０歳以上の者を含む３人以上の団体」に改める。

第６条に次の１項を加える。

- 2 条例第８条第２項に規定する規則で定める者は、区内に住所を有するもの及び団体代表者が、区内に在住、在勤又は在学するものとする。

別表を次のように改める。

使用区分		使用料（１人１泊につき）		
		一般	中学生以下	３歳未満
規則で定める者	５月から１０月まで	６６０円	１６０円	無料
	１１月から４月まで	８８０円	２７０円	無料
規則で定める者以外のもの	５月から１０月まで	９９０円	２４０円	無料
	１１月から４月まで	１，３２０円	４００円	無料

付記 この表において規則で定める者とは、条例第８条第２項に規定する規則で定める者をいう。

第１号様式から第３号様式の「使用料」を「使用料（在住等・区民外）」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区立校外学園条例施行規則第１号様式、第２号様式及び第３号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

墨田区立校外学園条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案					現 行																																																
（使用期間等） 第5条 使用者は、<u>満20歳以上のものを含む3人以上の団体</u>とし、1回の使用につき、3泊4日を超えることができない。ただし、特に教育長が必要と認めた場合は、この限りでない。 （使用料） 第6条 条例第8条に規定する使用料は、別表のとおりとする。 2 条例第8条第2項に規定する規則で定める者は、<u>区内に住所を有するもの及び団体代表者が、区内に在住、在勤又は在学するものとする。</u> 別表 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">使用区分</th><th colspan="3">使用料（1人1泊につき）</th></tr><tr><th>一般</th><th>中学生以下</th><th>3歳未満</th></tr><tr><td rowspan="3">規則で定める者</td><td>5月から10月まで</td><td>660円</td><td>160円</td><td>無料</td></tr><tr><td>11月から4月まで</td><td>880円</td><td>270円</td><td>無料</td></tr><tr><td>規則で定める者以外のもの</td><td>5月から10月まで</td><td>990円</td><td>240円</td><td>無料</td></tr><tr><td></td><td>11月から4月まで</td><td>1,320円</td><td>400円</td><td>無料</td></tr></table> 付記 この表において規則で定める者とは、<u>条例第8条第2項に規定する規則で定める者をいう。</u> 第1号様式 〔別紙1のとおり〕 第2号様式 〔別紙3のとおり〕 第3号様式 〔別紙5のとおり〕					使用区分		使用料（1人1泊につき）			一般	中学生以下	3歳未満	規則で定める者	5月から10月まで	660円	160円	無料	11月から4月まで	880円	270円	無料	規則で定める者以外のもの	5月から10月まで	990円	240円	無料		11月から4月まで	1,320円	400円	無料	〔同左〕 第5条 使用者は、<u>3人以上の団体</u>とし、1回の使用につき、3泊4日を超えることができない。ただし、特に教育長が必要と認めた場合は、この限りでない。 〔同左〕 第6条 〔同左〕 〔新設〕 別表 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">使用区分</th><th colspan="3">使用料（1人1泊につき）</th></tr><tr><th>一般</th><th>中学生以下</th><th>3歳未満</th></tr><tr><td rowspan="2">5月から10月まで</td><td>11月から4月まで</td><td>600円</td><td>150円</td><td>無料</td></tr><tr><td>11月から4月まで</td><td>800円</td><td>250円</td><td>無料</td></tr></table> 第1号様式 〔別紙2のとおり〕 第2号様式 〔別紙4のとおり〕 第3号様式 〔別紙6のとおり〕					使用区分		使用料（1人1泊につき）			一般	中学生以下	3歳未満	5月から10月まで	11月から4月まで	600円	150円	無料	11月から4月まで	800円	250円	無料
使用区分		使用料（1人1泊につき）																																																			
		一般	中学生以下	3歳未満																																																	
規則で定める者	5月から10月まで	660円	160円	無料																																																	
	11月から4月まで	880円	270円	無料																																																	
	規則で定める者以外のもの	5月から10月まで	990円	240円	無料																																																
	11月から4月まで	1,320円	400円	無料																																																	
使用区分		使用料（1人1泊につき）																																																			
		一般	中学生以下	3歳未満																																																	
5月から10月まで	11月から4月まで	600円	150円	無料																																																	
	11月から4月まで	800円	250円	無料																																																	

付 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区立校外学園条例施行規則第1号様式、第2号様式及び第3号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式

墨田区立校外学園使用申請書 第 号 年 月 日 墨田区教育委員会教育長 様 下記のとおり使用したいので申請します。 記						
申 請 者	住 所	()				
	(団体名) 氏 名					
使 用 期 間	年 月 日から 泊 年 月 日まで					
使 用 目 的						
使 用 人 員	人 大人 男 女 人 人 小人 男 女 人 人					
使 用 料	一 般	人 ×	円 =	円	合 計	円
	中学生以下	人 ×	円 =	円		
※ 記 入 不 要 使 用 室 名						
備考						

(A4)

第2号様式

墨田区立校外学園使用承認書兼領収書 第 年 月 日 号 様 墨田区教育委員会教育長 [印] 下記のとおり使用を承認します。 記					
申請者	住所				
	団体名及び 代表者氏名	電話 ()			
使用期間	年 月 日から 泊 年 月 日まで				
使用目的	1 宿泊校外学習 2 研修() 3 その他()				
使用人員	人 一 般 人 中学生以下 人				
使用室名					
使用料 (在住等・ 区民外)	一 般	円×	人×	泊＝	円
		円×	人×	泊＝	円
	中学生以下	円×	人×	泊＝	円
		円×	人×	泊＝	円
				計	円
上記の金額を領収しました。 墨田区金銭出納員 [印]					
備考 ※この承認書は学園到着の際、管理人に提示してください。					

第2号様式

墨田区立校外学園使用承認書兼領収書 第 年 月 日 号 様 墨田区教育委員会教育長 [印] 下記のとおり使用を承認します。 記					
申請者	住所				
	団体名及び代表者氏名	電話 ()			
使用期間	年 月 日から 泊 年 月 日まで				
使用目的	1 宿泊校外学習 2 研修() 3 その他()				
使用人員	人 一 般 人 中学生以下 人				
使用室名					
使用料	一 般 中学生以下	円× 円× 円× 円×	人× 人× 人× 人×	泊＝ 泊＝ 泊＝ 泊＝ 計	円 円 円 円 円
上記の金額を領収しました。 墨田区金銭出納員 [印]					
備考 ※この承認書は学園到着の際、管理人に提示してください。					

墨田区立校外学園使用変更・取消申請書

第

号

年

月

日

墨田区教育委員会教育長

様

下記のとおりに使用を

変更

取消

したいので申請します。

記

申請者	住所	()			
	(団体名) 氏名				
使用承認	年 月 日発行 第 号				
変更取消 の理由					
	変 更 前		変 更 後		
使用期間	年 月 日から 泊 年 月 日まで		年 月 日から 泊 年 月 日まで		
使用人員	人 (大人 人) (小人 人)		人 (大人 人) (小人 人)		
使用料 (在住等・区民外)	一般 人× 円＝ 中学生 人× 円＝ 以下		一般 人× 円＝ 中学生 人× 円＝ 以下		

※ 太線内を記入願います。

備考

議案第 88 号

すみだ生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 10 月 20 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

すみだ生涯学習センター条例（平成 6 年墨田区条例第 25 号）の一部改正に伴い、所要の規程整備を行う必要がある。

すみだ生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案

すみだ生涯学習センター条例施行規則（平成6年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（区民料金の適用に係る者）

第5条の2 条例別表第1付記4に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 区内の学校に在学する者
- (4) 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人
- (5) 区内を拠点として活動する団体（別に定めるところにより登録されているものに限る。）

別表第1本館施設の部ホールの項中「9,900円」を「10,800円」に、「11,700円」を「12,800円」に改め、同部ドームの項中「6,200円」を「6,800円」に、「7,200円」を「7,900円」に改め、同部リハーサル室の項中「3,800円」を「4,100円」に、「4,500円」を「4,900円」に改め、同部陶芸室の項中「1,300円」を「1,400円」に、「1,400円」を「1,500円」に改め、同部創作活動室（第1）の項中「2,600円」を「2,800円」に、「3,100円」を「3,400円」に改め、同部創作活動室（第2）の項中「2,100円」を「2,300円」に、「2,500円」を「2,700円」に改め、同部研修室（第1）の項中「2,600円」を「2,800円」に、「3,100円」を「3,400円」に改め、同部研修室（第2）の項中「750円」を「800円」に、「950円」を「1,000円」に改め、同部研修室（第3）の項中「1,000円」を「1,100円」に、「1,200円」を「1,300円」に改め、同部和室（第1）の項及び和室（第2）の項中「2,200円」を「2,400円」に、「2,600円」を「2,800円」に改め、同部視聴覚室

の項中「3, 100円」を「3, 400円」に、「3, 700円」を「4, 000円」に改め、同部視聴覚スタジオの項中「2, 000円」を「2, 200円」に、「2, 200円」を「2, 400円」に改め、同部音楽スタジオの項中「1, 200円」を「1, 300円」に、「1, 300円」を「1, 400円」に改め、同部編集調整室の項中「1, 400円」を「1, 500円」に、「1, 500円」を「1, 600円」に改め、同表別館施設の部講習室Aの項及び講習室Bの項中「1, 400円」を「1, 500円」に、「1, 700円」を「1, 800円」に改め、同部講習室Cの項中「500円」を「550円」に改め、同部茶室の項中「900円」を「950円」に、「1, 000円」を「1, 100円」に改め、同部音楽室の項中「650円」を「700円」に、「750円」を「800円」に改め、同部ピアノ室の項中「130円」を「140円」に改め、同部多目的室の項中「1, 500円」を「1, 600円」に、「1, 800円」を「1, 900円」に改め、同部和室の項中「650円」を「700円」に、「750円」を「800円」に改め、同表付記に次の1項を加える。

5 第5条の2に掲げるもの以外の者が利用する場合にあっては、この表に定める額（付記2又は4の規定による額を含む。）に当該額の5割に相当する額を加算して得た額とする。

付 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

すみだ生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案					現 行																																																																																																																																																																																																																												
（区民料金の適用に係る者） 第5条の2 条例別表第1付記4に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。 (1) 区内に住所を有する者 (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者 (3) 区内の学校に在学する者 (4) 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人 (5) 区内を拠点として活動する団体（別に定めるところにより登録されているものに限る。） 別表第1 施設使用料 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">使 用 料</th></tr><tr><th>午 前</th><th>午 後</th><th>夜 間</th></tr><tr><td colspan="2"></td><td>午前9時から正午まで</td><td>午後1時から午後4時30分まで</td><td>午後5時30分から午後9時まで</td></tr><tr><td rowspan="15">本館施設</td><td>ホール</td><td>10,800円</td><td>12,800円</td><td>12,800円</td></tr><tr><td>ドーム</td><td>6,800円</td><td>7,900円</td><td>7,900円</td></tr><tr><td>リハーサル室</td><td>4,100円</td><td>4,900円</td><td>4,900円</td></tr><tr><td>陶芸室</td><td>1,400円</td><td>1,500円</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>創作活動室(第1)</td><td>2,800円</td><td>3,400円</td><td>3,400円</td></tr><tr><td>創作活動室(第2)</td><td>2,300円</td><td>2,700円</td><td>2,700円</td></tr><tr><td>研修室(第1)</td><td>2,800円</td><td>3,400円</td><td>3,400円</td></tr><tr><td>研修室(第2)</td><td>800円</td><td>1,000円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>研修室(第3)</td><td>1,100円</td><td>1,300円</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>和室(第1)</td><td>2,400円</td><td>2,800円</td><td>2,800円</td></tr><tr><td>和室(第2)</td><td>2,400円</td><td>2,800円</td><td>2,800円</td></tr><tr><td>視聴覚室</td><td>3,400円</td><td>4,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>視聴覚スタジオ</td><td>2,200円</td><td>2,400円</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>音楽スタジオ</td><td>1,300円</td><td>1,400円</td><td>1,400円</td></tr><tr><td>編集調整室</td><td>1,500円</td><td>1,600円</td><td>1,600円</td></tr><tr><td rowspan="8">別館施設</td><td>講習室 A</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>講習室 B</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>講習室 C</td><td>400円</td><td>550円</td><td>550円</td></tr><tr><td>茶室</td><td>950円</td><td>1,100円</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>音楽室</td><td>700円</td><td>800円</td><td>800円</td></tr><tr><td>ピアノ室</td><td colspan="3">2時間につき 140円</td></tr><tr><td>多目的室</td><td>1,600円</td><td>1,900円</td><td>1,900円</td></tr><tr><td>和室</td><td>700円</td><td>800円</td><td>800円</td></tr></table> 付記 1～4 〔略〕 5 第5条の2に掲げるもの以外の者が利用する場合にあっては、この表に定める額（付記					区 分		使 用 料			午 前	午 後	夜 間			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	本館施設	ホール	10,800円	12,800円	12,800円	ドーム	6,800円	7,900円	7,900円	リハーサル室	4,100円	4,900円	4,900円	陶芸室	1,400円	1,500円	1,500円	創作活動室(第1)	2,800円	3,400円	3,400円	創作活動室(第2)	2,300円	2,700円	2,700円	研修室(第1)	2,800円	3,400円	3,400円	研修室(第2)	800円	1,000円	1,000円	研修室(第3)	1,100円	1,300円	1,300円	和室(第1)	2,400円	2,800円	2,800円	和室(第2)	2,400円	2,800円	2,800円	視聴覚室	3,400円	4,000円	4,000円	視聴覚スタジオ	2,200円	2,400円	2,400円	音楽スタジオ	1,300円	1,400円	1,400円	編集調整室	1,500円	1,600円	1,600円	別館施設	講習室 A	1,500円	1,800円	1,800円	講習室 B	1,500円	1,800円	1,800円	講習室 C	400円	550円	550円	茶室	950円	1,100円	1,100円	音楽室	700円	800円	800円	ピアノ室	2時間につき 140円			多目的室	1,600円	1,900円	1,900円	和室	700円	800円	800円	〔新設〕 別表第1 施設使用料 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">使 用 料</th></tr><tr><th>午 前</th><th>午 後</th><th>夜 間</th></tr><tr><td colspan="2"></td><td>午前9時から正午まで</td><td>午後1時から午後4時30分まで</td><td>午後5時30分から午後9時まで</td></tr><tr><td rowspan="15">本館施設</td><td>ホール</td><td>9,900円</td><td>11,700円</td><td>11,700円</td></tr><tr><td>ドーム</td><td>6,200円</td><td>7,200円</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>リハーサル室</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>陶芸室</td><td>1,300円</td><td>1,400円</td><td>1,400円</td></tr><tr><td>創作活動室(第1)</td><td>2,600円</td><td>3,100円</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>創作活動室(第2)</td><td>2,100円</td><td>2,500円</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>研修室(第1)</td><td>2,600円</td><td>3,100円</td><td>3,100円</td></tr><tr><td>研修室(第2)</td><td>750円</td><td>950円</td><td>950円</td></tr><tr><td>研修室(第3)</td><td>1,000円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr><tr><td>和室(第1)</td><td>2,200円</td><td>2,600円</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>和室(第2)</td><td>2,200円</td><td>2,600円</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>視聴覚室</td><td>3,100円</td><td>3,700円</td><td>3,700円</td></tr><tr><td>視聴覚スタジオ</td><td>2,000円</td><td>2,200円</td><td>2,200円</td></tr><tr><td>音楽スタジオ</td><td>1,200円</td><td>1,300円</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>編集調整室</td><td>1,400円</td><td>1,500円</td><td>1,500円</td></tr><tr><td rowspan="6">別館施設</td><td>講習室 A</td><td>1,400円</td><td>1,700円</td><td>1,700円</td></tr><tr><td>講習室 B</td><td>1,400円</td><td>1,700円</td><td>1,700円</td></tr><tr><td>講習室 C</td><td>400円</td><td>500円</td><td>500円</td></tr><tr><td>茶室</td><td>900円</td><td>1,000円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>音楽室</td><td>650円</td><td>750円</td><td>750円</td></tr><tr><td>ピアノ室</td><td colspan="3">2時間につき 130円</td></tr><tr><td></td><td>多目的室</td><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td></td><td>和室</td><td>650円</td><td>750円</td><td>750円</td></tr></table> 付記 1～4 〔略〕					区 分		使 用 料			午 前	午 後	夜 間			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	本館施設	ホール	9,900円	11,700円	11,700円	ドーム	6,200円	7,200円	7,200円	リハーサル室	3,800円	4,500円	4,500円	陶芸室	1,300円	1,400円	1,400円	創作活動室(第1)	2,600円	3,100円	3,100円	創作活動室(第2)	2,100円	2,500円	2,500円	研修室(第1)	2,600円	3,100円	3,100円	研修室(第2)	750円	950円	950円	研修室(第3)	1,000円	1,200円	1,200円	和室(第1)	2,200円	2,600円	2,600円	和室(第2)	2,200円	2,600円	2,600円	視聴覚室	3,100円	3,700円	3,700円	視聴覚スタジオ	2,000円	2,200円	2,200円	音楽スタジオ	1,200円	1,300円	1,300円	編集調整室	1,400円	1,500円	1,500円	別館施設	講習室 A	1,400円	1,700円	1,700円	講習室 B	1,400円	1,700円	1,700円	講習室 C	400円	500円	500円	茶室	900円	1,000円	1,000円	音楽室	650円	750円	750円	ピアノ室	2時間につき 130円				多目的室	1,500円	1,800円	1,800円		和室	650円	750円	750円
区 分		使 用 料																																																																																																																																																																																																																															
		午 前	午 後	夜 間																																																																																																																																																																																																																													
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで																																																																																																																																																																																																																													
本館施設	ホール	10,800円	12,800円	12,800円																																																																																																																																																																																																																													
	ドーム	6,800円	7,900円	7,900円																																																																																																																																																																																																																													
	リハーサル室	4,100円	4,900円	4,900円																																																																																																																																																																																																																													
	陶芸室	1,400円	1,500円	1,500円																																																																																																																																																																																																																													
	創作活動室(第1)	2,800円	3,400円	3,400円																																																																																																																																																																																																																													
	創作活動室(第2)	2,300円	2,700円	2,700円																																																																																																																																																																																																																													
	研修室(第1)	2,800円	3,400円	3,400円																																																																																																																																																																																																																													
	研修室(第2)	800円	1,000円	1,000円																																																																																																																																																																																																																													
	研修室(第3)	1,100円	1,300円	1,300円																																																																																																																																																																																																																													
	和室(第1)	2,400円	2,800円	2,800円																																																																																																																																																																																																																													
	和室(第2)	2,400円	2,800円	2,800円																																																																																																																																																																																																																													
	視聴覚室	3,400円	4,000円	4,000円																																																																																																																																																																																																																													
	視聴覚スタジオ	2,200円	2,400円	2,400円																																																																																																																																																																																																																													
	音楽スタジオ	1,300円	1,400円	1,400円																																																																																																																																																																																																																													
	編集調整室	1,500円	1,600円	1,600円																																																																																																																																																																																																																													
別館施設	講習室 A	1,500円	1,800円	1,800円																																																																																																																																																																																																																													
	講習室 B	1,500円	1,800円	1,800円																																																																																																																																																																																																																													
	講習室 C	400円	550円	550円																																																																																																																																																																																																																													
	茶室	950円	1,100円	1,100円																																																																																																																																																																																																																													
	音楽室	700円	800円	800円																																																																																																																																																																																																																													
	ピアノ室	2時間につき 140円																																																																																																																																																																																																																															
	多目的室	1,600円	1,900円	1,900円																																																																																																																																																																																																																													
	和室	700円	800円	800円																																																																																																																																																																																																																													
区 分		使 用 料																																																																																																																																																																																																																															
		午 前	午 後	夜 間																																																																																																																																																																																																																													
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで																																																																																																																																																																																																																													
本館施設	ホール	9,900円	11,700円	11,700円																																																																																																																																																																																																																													
	ドーム	6,200円	7,200円	7,200円																																																																																																																																																																																																																													
	リハーサル室	3,800円	4,500円	4,500円																																																																																																																																																																																																																													
	陶芸室	1,300円	1,400円	1,400円																																																																																																																																																																																																																													
	創作活動室(第1)	2,600円	3,100円	3,100円																																																																																																																																																																																																																													
	創作活動室(第2)	2,100円	2,500円	2,500円																																																																																																																																																																																																																													
	研修室(第1)	2,600円	3,100円	3,100円																																																																																																																																																																																																																													
	研修室(第2)	750円	950円	950円																																																																																																																																																																																																																													
	研修室(第3)	1,000円	1,200円	1,200円																																																																																																																																																																																																																													
	和室(第1)	2,200円	2,600円	2,600円																																																																																																																																																																																																																													
	和室(第2)	2,200円	2,600円	2,600円																																																																																																																																																																																																																													
	視聴覚室	3,100円	3,700円	3,700円																																																																																																																																																																																																																													
	視聴覚スタジオ	2,000円	2,200円	2,200円																																																																																																																																																																																																																													
	音楽スタジオ	1,200円	1,300円	1,300円																																																																																																																																																																																																																													
	編集調整室	1,400円	1,500円	1,500円																																																																																																																																																																																																																													
別館施設	講習室 A	1,400円	1,700円	1,700円																																																																																																																																																																																																																													
	講習室 B	1,400円	1,700円	1,700円																																																																																																																																																																																																																													
	講習室 C	400円	500円	500円																																																																																																																																																																																																																													
	茶室	900円	1,000円	1,000円																																																																																																																																																																																																																													
	音楽室	650円	750円	750円																																																																																																																																																																																																																													
	ピアノ室	2時間につき 130円																																																																																																																																																																																																																															
	多目的室	1,500円	1,800円	1,800円																																																																																																																																																																																																																													
	和室	650円	750円	750円																																																																																																																																																																																																																													

<u>2又は4の規定による額を含む。)に当該額の5割に相当する額を加算して得た額とする。</u>	
--	--

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 89 号

墨田区営運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 10 月 20 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

墨田区営運動場条例（昭和 46 年墨田区条例第 22 号）の一部改正に伴い、所要の規程整備を行う必要がある。

墨田区営運動場条例施行規則の一部を改正する規則(案)

墨田区営運動場条例施行規則（昭和４６年墨田区教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第８条の次に次の１条を加える。

（区民料金の適用に係る者）

第８条の２ 条例別表１付記２に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 区内の学校に在学する者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

別表第１中「

文花テニス・コート	４月から １０月ま で	午前９時 から午後 ８時まで	１１月か ら３月ま で	午前９時 から午後 ４時まで	１月１日から同月３日まで 及び１２月２９日から同月 ３１日まで
-----------	-------------------	----------------------	-------------------	----------------------	---------------------------------------

」を「

文花テニス・コート	午前９時から午後８時まで	１月１日から同月３日まで 及び１２月２９日から同月 ３１日まで
-----------	--------------	---------------------------------------

」に改める。

別表第２中「６００円」を「６６０円」に、「８００円」を「８８０円」に、「９５０円」を「１，０４０円」に、「１，０５０円」を「１，１５０円」に、「１，８００円」を「１，９８０円」に、「２２０円」を「２４０円」に、「３８０円」を「４１０円」に、「１６０円」を「１７０円」に、「２，２００円」を「２，４２０円」に改め、同表付記第３項中「１，９００円」を「２，０９０円」に改め、次の１項を加える。

５ 区内に住所を有する者その他規則で定める者以外の者が付記２のナイター設備以外の施設等を使用する場合にあっては、この表（中学生以下及び立花体育館の貸切りでない場合に係る部分を除く。付記３を含む。）に定める額に当該額の５割に相当する額を加算して得た額（１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

付 則

- 1 この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、
なお従前の例による。

墨田区営運動場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案				現 行			
(区民料金の適用に係る者) 第8条の2 条例別表第2付記3に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。 (1) 区内に住所を有する者 (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者 (3) 区内の学校に在学する者 (4) その他教育委員会が適当と認める者				〔新設〕			
別表第1							
名称		使用時間	休場日	名称		使用時間	休場日
文花テニス・コート		午前9時から午後8時まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	文花テニス・コート		4月11日から10月31日まで 午前9時から午後8時まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
〔略〕				〔略〕			
別表第2				別表第2			
名称	単位	区分	使用料	名称	単位	区分	使用料
文花テニス・コート	1面、1時間以内	平日	660円	文花テニス・コート	1面、1時間以内	平日	600円
		土曜日・日曜日・休日	880円			土曜日・日曜日・休日	800円
八広野球場	1面、2時間以内	平日	1,040円	八広野球場	1面、2時間以内	平日	950円
		土曜日・日曜日・休日	1,150円			土曜日・日曜日・休日	1,050円
東墨田テニス・コート	1面、1時間以内	平日	880円	東墨田テニス・コート	1面、1時間以内	平日	800円
		土曜日・日曜日・休日	1,040円			土曜日・日曜日・休日	950円
墨田野球場	1面、2時間以内	平日	1,040円	墨田野球場	1面、2時間以内	平日	950円
		土曜日・日曜日・休日	1,150円			土曜日・日曜日・休日	1,050円
墨田競技場	1面、2時間以内		1,980円	墨田競技場	1面、2時間以内		1,800円
鐘淵野球場	1面、2時間以内	平日	1,040円	鐘淵野球場	1面、2時間以内	平日	950円

場	時間以内	土曜日・日曜日・休日	1, 150円	場	時間以内	土曜日・日曜日・休日	1, 050円
鐘淵球技場	1面、2時間以内	一般	平日 1, 040円 土曜日・日曜日・休日 1, 150円	鐘淵球技場	1面、2時間以内	一般	平日 950円 土曜日・日曜日・休日 1, 050円
		中学生以下	100円			中学生以下	100円
立花体育館	貸切りの場合、1回、1時間	午前9時から午後6時まで	240円	立花体育館	貸切りの場合、1回、1時間	午前9時から午後6時まで	220円
		午後6時から午後9時まで	410円			午後6時から午後9時まで	380円
	貸切りでない場合、1人、1回、2時間以内	一般	170円		貸切りでない場合、1人、1回、2時間以内	一般	160円
		中学生以下	50円			中学生以下	50円
フィールド・ハウス内集会室	1回、4時間以内		2, 420円	フィールド・ハウス内集会室	1回、4時間以内		2, 200円
付記 1 〔略〕 2 〔略〕 3 フィールド・ハウス内集会室を午前中使用する場合の使用料は、 <u>2, 090円</u> とする。 4 〔略〕 5 区内に住所を有する者その他規則で定める者以外の者が付記2のナイター設備以外の施設等を使用する場合には、この表（中学生以下及び立花体育館の貸切りでない場合に係る部分を除く。付記3を含む。）に定める額に当該額の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があると				付記 1 〔略〕 2 〔略〕 3 フィールド・ハウス内集会室を午前中使用する場合の使用料は、 <u>1, 900円</u> とする。 4 〔略〕 〔新設〕			

きは、これを切り捨てる。)とする。	
-------------------	--

付 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 90 号

両国屋内プール条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 10 月 20 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

両国屋内プール条例（平成 11 年墨田区条例第 10 号）の一部改正に伴い、所要の規程整備を行う必要がある。

両国屋内プール条例施行規則の一部を改正する規則(案)

両国屋内プール条例施行規則（平成１１年墨田区教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第１０条の次に次の１条を加える。

（区民料金の適用に係る者）

第１０条の２ 条例別表１付記２に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 区内の学校に在学する者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

付 則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

両国屋内プール条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>（区民料金の適用に係る者）</u> <u>第 1 0 条の 2 条例別表 1 付記 2 に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 区内に住所を有する者</u> <u>(2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者</u> <u>(3) 区内の学校に在学する者</u> <u>(4) その他教育委員会が適当と認める者</u>	〔新設〕

付 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 91 号

スポーツプラザ梅若条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 10 月 20 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

スポーツプラザ梅若条例（平成 11 年墨田区条例第 40 号）の一部改正に伴い、
所要の規程整備を行う必要がある。

スポーツプラザ梅若条例施行規則の一部を改正する規則(案)

スポーツプラザ梅若条例施行規則（平成１２年墨田区教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第７条の次に次の１条を加える。

（区民料金の適用に係る者）

第７条の２ 条例別表１付記３に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 区内に住所を有する者
- (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 区内の学校に在学する者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

付 則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

スポーツプラザ梅若条例施行規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(区民料金の適用に係る者)</u> <u>7条の2 条例別表1付記3に規定する規則</u> <u>で定める者は、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 区内に住所を有する者</u> <u>(2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者</u> <u>(3) 区内の学校に在学する者</u> <u>(4) その他教育委員会が適当と認める者</u>	〔新設〕

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 92 号

第 28 期墨田区スポーツ推進委員の委嘱（追加）について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 10 月 20 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

（提案内容）

別紙の者に委嘱する。

（提案理由）

墨田区スポーツ推進委員選考基準要綱第 3 条第 1 号に基づき、スポーツ推進委員を委嘱する必要がある。

第28期墨田区スポーツ推進委員の委嘱（追加）について

1 趣旨

平成28年11月1日付けで、第28期墨田区スポーツ推進委員を委嘱（追加）する。

2 委嘱対象者

千葉 歩実（ちば あゆみ）

3 委嘱期間

平成28年11月1日から平成30年3月31日まで

4 根拠

墨田区スポーツ推進委員選考基準要綱第3条1号

議案第 93 号

墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 10 月 20 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり指定する。

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者を指定する必要がある。

墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定
管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館	東京都文京区大塚三丁目１番１号 すみだＴＲＣグループ 代表者 株式会社図書館流通センター 代表取締役 石井 昭	平成２９年４月１日から 平成３４年３月３１日まで

墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の 指定管理者の指定について

1 指定する施設

墨田区立緑図書館	墨田区緑二丁目24番5号
墨田区立立花図書館	墨田区立花六丁目8番1-101号
墨田区立八広図書館	墨田区八広五丁目10番1-104号

2 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者の概要

名 称 すみだTRCグループ
所 在 地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
代表者氏名 石井 昭（代表法人 株式会社図書館流通センター・代表取締役）
構成法人 TRCファシリティーズ株式会社

（1）沿革（代表法人 株式会社図書館流通センター）

昭和54年 株式会社図書館流通センター 設立

（2）事業の実績

・株式会社図書館流通センター（図書館業務）

平成14年度～ 墨田区立図書館・図書室の業務受託開始

平成28年度～ 東駒形コミュニティ会館・梅若橋コミュニティ会館 両図書室

全国総受託数 公共図書館494館

・TRCファシリティーズ株式会社（施設管理業務）

平成28年度～ 東駒形コミュニティ会館・梅若橋コミュニティ会館

全国総受託数 公共図書館57館

4 選定経過及び選定理由

（1）募集等について

ア 募集期間	平成28年5月21日から6月20日まで
イ 周知方法	区のお知らせ及び図書館ホームページに掲載
ウ 応募事業者数	2事業者

（2）選定作業

ア 主管部検討部会で一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、評価基準の評価に基づき、2事業者を墨田区指定管理者選定委員会に推薦した。

イ 平成28年7月27日開催の墨田区指定管理者選定委員会において、最も高い評価を受けた上記事業者を指定管理者（候補者）として選定した。

（3）選定理由

選定した事業者は、「利用者サービスの向上」、「効率的・効果的な施設の運営」及び「事業計画の遂行能力」の項目による審査の合計点において高得点であった。

以上のことから、上記事業者は「墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館」の設置目的に合致するとともに、着実な事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適格であると判断し、上記事業者を指定管理者の候補者として選定した。

5 業務計画の要点

（1）管理運営の方針

これまで、墨田区立図書館の運営で培ったノウハウと、全国の図書館運営で築いた取組を融合し、墨田区立図書館条例に基づく図書館運営を実現する。

(2) 主な提案

ア 利用者サービスの向上に関する提案

- ① 「えいごで絵本」等の新設
- ② ビブリオバトルの実施
- ③ 書籍消毒機の導入
- ④ 調べる学習コンクールアドバイザーによる図書館員への支援
- ⑤ 観光コーナーの設置

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- ① 指定管理委託料（提案額）：156,978,540円
- ② 3館を一括管理する経理スタッフ、ICTスタッフを緑図書館に配置

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- ① 3館の安定した職員体制
 - ・職員合計数50人のうち、33人が常勤職員
 - ・司書数31人
 - ・図書館業務1年以上経験者38人
- ② 外部研修・司書資格取得の奨励
- ③ 大災害時は業務に支障のないよう23区内2,000名のスタッフと連携

墨田区教育委員会告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び墨田区立図書館条例（平成27年条例第48号）第10条第3項の規定により、墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第12条の規定により告示する。

平成28年 月 日

墨田区教育委員会

記

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 すみだTRCグループ 代表者 株式会社図書館流通センター 代表取締役 石井 昭	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで

資料 1

墨田区総合体育館の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

1 改正する理由

墨田区総合体育館の管理運営に関する条例における区民外料金の制定に伴い、区民料金の適用に係る者について規則で定める必要がある。

2 改正の概要

区民料金の適用に係る者の規定を第 11 条の次に追加する。

3 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>（区民料金の適用に係る者）</u> <u>11 条の 2 条例別表 1 付記 5 に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。</u> <u>（1）区内に住所を有する者</u> <u>（2）区内の事務所又は事業所に勤務する者</u> <u>（3）区内の学校に在学する者</u> <u>（4）その他区長が適当と認める者</u>	〔新設〕

付 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2

墨田区立公園条例施行規則の一部を改正する規則（案）概要

1 有料施設使用時間の改正

錦糸公園テニスコートの使用時間の増設のため、別表第1中の使用終了時間を午後8時30分から午後9時に改定する。

（改正案）

名称	休場日	使用時間			
錦糸公園テニスコート	12月29日から同翌年1月3日まで	4月から10月まで	午前7時から 午後9時まで	11月から翌年3月まで	午前8時から 午後9時まで

（現 行）

名称	休場日	使用時間			
錦糸公園テニスコート	12月29日から同翌年1月3日まで	4月から10月まで	午前7時から 午後8時30分まで	11月から翌年3月まで	午前8時から 午後8時30分まで

2 有料施設使用料の上限額の改定

- （1） 全庁的な施設使用料の見直しのため、別表第4中の運動施設使用料を現行の1.1倍の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に改定する（ナイター設備、付属設備及び器具を除く。）。ただし、中学生以下に係る料金、少年野球場及び少年サッカー場料金は対象外とし、従来どおりの料金とする。
- （2） 緑町公園テニスコートは改修によりハードコートからオムニコートとなるため、別表第4中の同施設の使用料を同じオムニコートである大横川親水公園テニスコートと同額に改定する。
- （3） 全庁的な施設使用料の見直しのため、別表第4中の立花大正民家園旧小山家住宅の使用料を現行の1.1倍の額に改定する。

別表第4

種 別	単 位	区 分	使 用 料	
			改正案	現 行
錦糸公園テニスコート	1面、1回、1時間以内	平日	1,040円	950円
		土曜日・日曜日・休日	1,150円	1,050円
堤通公園	1面、1回、1時間以内	平日	660円	600円

テニスコート		土曜日・日曜日・休日	<u>880円</u>	<u>800円</u>
緑町公園 テニスコート	1面、1回、1時間以内	平日	<u>770円</u>	<u>600円</u>
		土曜日・日曜日・休日	<u>990円</u>	<u>800円</u>
大横川親 水公園テ ニスコート	1面、1回、1時間以内	平日	<u>770円</u>	<u>700円</u>
		土曜日・日曜日・休日	<u>990円</u>	<u>900円</u>
墨田区弓 道場	貸切りの場合、1回	午前（午前9時から正午まで）	<u>1,980円</u>	<u>1,800円</u>
		午後（午後0時30分から午後4時30分まで）	<u>2,420円</u>	<u>2,200円</u>
		夜間（午後5時から午後9時まで）	<u>4,290円</u>	<u>3,900円</u>
		全日（午前9時から午後9時まで）	<u>6,710円</u>	<u>6,100円</u>
	貸切りでない場合、1人、1回、4時間以内		<u>330円</u>	<u>300円</u>
隅田公園 少年野球場	1回、2時間以内		100円	100円
東墨田公園 少年野球場	1面、1回、2時間以内		100円	100円
荒川四ツ 木橋緑地 少年野球場	1面、1回、2時間以内		100円	100円
荒川四ツ 木橋緑地 野球場	1面、1回、2時間以内	平日	<u>1,040円</u>	<u>950円</u>
		土曜日・日曜日・休日	<u>1,150円</u>	<u>1,050円</u>
錦糸公園 野球場	1面、1回、2時間以内	一般 平日	<u>2,090円</u>	<u>1,900円</u>
		土曜日・日曜日・休日	<u>2,310円</u>	<u>2,100円</u>
錦糸公園 競技場	1回、2時間以内	中学生以下	850円	850円
		一般	<u>3,740円</u>	<u>3,400円</u>
荒川四ツ 木橋緑地 競技場	1回、2時間以内		<u>1,980円</u>	<u>1,800円</u>
荒川四ツ 木橋緑地 球技場	1回、2時間以内	平日	<u>1,040円</u>	<u>950円</u>
		土曜日・日曜日・休日	<u>1,150円</u>	<u>1,050円</u>
		中学生以下	100円	100円
荒川四ツ 木橋緑地 少年サッカー場	1面、1回、2時間以内		100円	100円
旧宅立花 大正民家 園旧小山 家住宅	1回、3時間30分以内		<u>1,100円</u>	<u>1,000円</u>

付記

1・2・3・4〔略〕

5 少年野球場及び少年サッカー場は、区長が特に認める場合に限り、少年（中学生以下の者をいう。）以外の者も使用することができる。この場合における使用料の額は、平日1, 040円（現行950円）、土曜日・日曜日・休日1, 150円（現行1, 050円）とする。

6 立花大正民家園旧小山家住宅を午前中使用する場合は、770円（現行700円）とする。

3 区民外料金の新設

受益者負担の原則を徹底し、区民の利用の促進を図るため、付記にて、区民外料金を上記改定後の区民料金の1.5倍の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と定める（弓道場の貸切りでない場合、ナイター設備、付属設備及び器具を除く。）。

付記

7 区内に住所を有する者その他規則で定める者以外の者が付記2のナイター設備並びに付記3の付属設備及び器具以外の施設等を使用する場合にあってはこの表（少年野球場、少年サッカー場、中学生以下、弓道場の貸切りでない場合、隅田公園内魚釣り場及び隅田公園自動車駐車場に係る部分を除く。付記5及び6の規定による額を含む。）に定める額に当該額の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

4 区民料金の適用に係る者の規定の追加

区民外料金の制定に伴い、区民料金の適用に係る者の規定を第11条の次に追加する。

（区民料金の適用に係る者）

第11条の2 条例別表第2付記3に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

（1）区内に住所を有する者

- (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 区内の学校に在学する者
- (4) その他区長が適当と認める者

5 施行期日

- (1) 平成29年4月1日
- (2) この規則の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

墨田区立公園条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対象表

改正後						改正前					
(区民料金の適用に係る者) 第11条の2 条例別表第6付記6に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。 (1) 区内に住所を有する者 (2) 区内の事務所又は事業所に勤務する者 (3) 区内の学校に在学する者 (4) その他区長が適当と認める者						〔新設〕					
別表第1 有料施設の休場日及び使用時間						別表第1 有料施設の休場日及び使用時間					
名称	休場日	使用時間				名称	休場日	使用時間			
錦糸公園テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	4月から10月まで	午前7時から午後9時まで	11月から翌年3月まで	午前8時から午後9時まで	錦糸公園テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	4月から10月まで	午前7時から午後8時30分まで	11月から翌年3月まで	午前8時から午後8時30分まで
〔以下略〕						〔以下略〕					
付記 1 〔略〕 2 〔略〕						付記 1 〔略〕 2 〔略〕					
別表第4 有料施設の使用料						別表第4 有料施設の使用料					
名称	単位	区分	金額			名称	単位	区分	金額		
錦糸公園テニスコート	1面、1回、1時間以内	平日	1,040円			錦糸公園テニスコート	1面、1回、1時間以内	平日	950円		
		土曜日・日曜日・休日	1,150円					土曜日・日曜日・休日	1,050円		
堤通公園テニスコート	1面、1回、1時間以内	平日	660円			堤通公園テニスコート	1面、1回、1時間以内	平日	600円		
		土曜日・日曜日・休日	880円					土曜日・日曜日・休日	800円		
緑町公園テニスコート	1面、1回、1時間以内	平日	770円			緑町公園テニスコート	1面、1回、1時間以内	平日	600円		
		土曜日・日曜日・休日	990円					土曜日・日曜日・休日	800円		
大横川親水公園テニスコート	1面、1回、1時間以内	平日	770円			大横川親水公園テニスコート	1面、1回、1時間以内	平日	700円		
		土曜日・日曜日・休日	990円					土曜日・日曜日・休日	900円		
墨田区弓道場	貸切りの場合、1回	午前（午前9時から正	1,980円			墨田区弓道場	貸切りの場合、1回	午前（午前9時から正	1,800円		

		午まで)				午まで)	
		午後 (午後 0時30分 から午後4 時30分ま で)	2, 4 2 0 円			午後 (午後 0時30分 から午後4 時30分ま で)	2, 2 0 0 円
		夜間 (午後 5時から午 後9時ま で)	4, 2 9 0 円			夜間 (午後 5時から午 後9時ま で)	3, 9 0 0 円
		全日 (午前 9時から午 後9時ま で)	6, 7 1 0 円			全日 (午前 9時から午 後9時ま で)	6, 1 0 0 円
	貸切りで ない場合、 1人、1 回、4時間 以内		3 3 0 円		貸切りで ない場合、 1人、1 回、4時間 以内		3 0 0 円
隅田公園少 年野球場	1回、2時 間以内		1 0 0 円	隅田公園少 年野球場	1回、2時 間以内		1 0 0 円
東墨田公園 少年野球場	1面、1 回、2時間 以内		1 0 0 円	東墨田公園 少年野球場	1面、1 回、2時間 以内		1 0 0 円
荒川四ツ木 橋緑地少年 野球場	1面、1 回、2時間 以内		1 0 0 円	荒川四ツ木 橋緑地少年 野球場	1面、1 回、2時間 以内		1 0 0 円
荒川四ツ木 橋緑地野球 場	1面、1 回、2時間 以内	平日	1, 0 4 0 円	荒川四ツ木 橋緑地野球 場	1面、1 回、2時間 以内	平日	9 5 0 円
		土曜日・日 曜日・休日	1, 1 5 0 円			土曜日・日 曜日・休日	1, 0 5 0 円
錦糸公園野 球場	1面、1 回、2時間 以内	平日	2, 0 9 0 円	錦糸公園野 球場	1面、1 回、2時間 以内	平日	1, 9 0 0 円
		土曜日・日 曜日・休日	2, 3 1 0 円			土曜日・日 曜日・休日	2, 1 0 0 円
錦糸公園競 技場	1回、2時 間以内	中学生以下	8 5 0 円	錦糸公園競 技場	1回、2時 間以内	中学生以下	8 5 0 円
		一般	3, 7 4 0 円			一般	3, 4 0 0 円
荒川四ツ木 橋緑地競技 場	1回、2時 間以内		1, 9 8 0 円	荒川四ツ木 橋緑地競技 場	1回、2時 間以内		1, 8 0 0 円
荒川四ツ木	1回、2時	一 平日	1, 0 4 0	荒川四ツ木	1回、2時	一 平日	9 5 0 円

橋緑地球技 場	間以内	般		円	橋緑地球技 場	間以内	般		
		土曜日・	1, 1 5 0	土曜日・			1, 0 5 0		
		日曜日・		日曜日・					
		休日		休日					
		中学生以下	1 0 0 円				中学生以下	1 0 0 円	
荒川四ツ木 橋緑地少年 サッカー場	1 面、1 回、2 時間 以内		1 0 0 円		荒川四ツ木 橋緑地少年 サッカー場	1 面、1 回、2 時間 以内		1 0 0 円	
〔以下略〕					〔以下略〕				
立花大正民 家園旧小山 家住宅	1 回、3 時 間 3 0 分 以内		1, 1 0 0 円		立花大正民 家園旧小山 家住宅	1 回、3 時 間 3 0 分 以内		1, 0 0 0 円	
付記					付記				
1 〔略〕					1 〔略〕				
2 〔略〕					2 〔略〕				
(1) 〔略〕					(1) 〔略〕				
(2) 〔略〕					(2) 〔略〕				
3 〔略〕					3 〔略〕				
(1) 〔略〕					(1) 〔略〕				
(2) 〔略〕					(2) 〔略〕				
4 〔略〕					4 〔略〕				
5 少年野球場及び少年サッカー場は、 区長が特に認める場合に限り、少年（中 学生以下の者をいう。）以外の者も使用 することができる。この場合における 使用料の額は、平日 <u>1, 0 4 0 円</u> 、 土曜日・日曜日・休日 <u>1, 1 5 0 円</u> と する。					5 少年野球場及び少年サッカー場は、区 長が特に認める場合に限り、少年（中学 生以下の者をいう。）以外の者も使用す ることができる。この場合における使用 料の額は、平日 <u>9 5 0 円</u> 、土曜日・日曜 日・休日 <u>1, 0 5 0 円</u> とする。				
6 立花大正民家園旧小山家住宅を午前 中使用する場合の使用料は、 <u>7 7 0 円</u> とする。					6 立花大正民家園旧小山家住宅を午前 中使用する場合の使用料は、 <u>7 0 0 円</u> と する。				
7 <u>区内に住所を有する者その他規則で 定める者以外の者が付記 2 のナイター 設備並びに付記 3 の付属設備及び 器具以外の施設等を使用する場合にあ ってはこの表（少年野球場、少年サッ カー場、中学生以下、弓道場の貸切り でない場合、隅田公園内魚釣り場及び 隅田公園自動車駐車場に係る部分を除 く。付記 5 及び 6 の規定による額を含</u>					〔新設〕				

<u>む。)に定める額に当該額の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u>	
--	--

付 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

教育課題の進捗状況について（平成28年10月報告分）

課題名	進捗状況	主管課
学校 I C T 化の推進	【計画】（庶務課）電子黒板の設置拡充 ■導入校仮稼働開始 【実績】（庶務課）電子黒板の設置拡充 ■導入校（小19校）仮稼働開始 ■導入校全体研修を実施（9/7） ■I C T巡回員連続支援開始（5校） ■事業者による操作研修会を実施（15校） 【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）	庶務課 指導室 すみだ教育 研究所
すみだ教育指針の策定	【計画】 ■保護者アンケート分析 【実績】 ■保護者アンケート集計・分析 ■素案作成準備 【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）	すみだ教育 研究所
学力向上新3か年計画の実施	【計画】 ■全国学力・学習状況調査結果受領 【実績】 ■全国学力・学習状況調査結果受領 ■学力向上推進会議・調査分析分科会における検討 【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）	すみだ教育 研究所
幼保小中一貫教育の推進	【計画】 ■一貫教育巡回指導員による各ブロックへの支援 【実績】 ■一貫教育巡回指導員による各ブロックへの支援 ■幼保小中一貫教育フォーラムに向けた準備 【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）	すみだ教育 研究所
（仮称）総合運動場等整備事業	【計画】 ■基本・実施設計定例会 ■日本陸上競技連盟協議（第4種公認陸上競技場） ■都市計画変更打ち合わせ（パブリックコメント実施） ■教育委員会、議会へ報告・上程（解体工事・パブリックコメント実施） 【実績】 ■基本・実施設計委託業者との定例会（営繕課） ■日本陸上競技連盟との協議 ■都市計画変更図書作成委託業者との打ち合わせ ■教育委員会、議会への報告・上程 【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）	スポーツ振 興課